

# 報道資料 2

平成 31 年 1 月 16 日

報道機関各位

税務課長



## 「ふるさと三条応援寄附金」返礼品の見直し

全国でもトップクラスの割合でお送りしてきた「ふるさと三条応援寄附金」の返礼品について、寄附金税額控除に関する法の改正が行われることから、次のとおり見直しを行います。

### 1 見直し内容

- ・返礼品の返礼割合を 3 割以下とする。
- ・返礼品を地場産品のみとする。

※三条市外にお住まいで 1 回につき 1 万円以上の寄附をされた方が引き続き事業の対象となります。

### 2 見直し日

2 月 1 日（金）

### 3 その他

見直し後も、引き続き、ものづくりのまち三条を体感していただける金物製品や豊かな自然に育まれた農産物、果物など、魅力ある返礼品を用意します。

担当：税務課 市民税係 遠藤、笹川  
電話：0256-34-5529